

シンフォニアテクノロジー株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：シンフォニアテクノロジー株式会社
- (2) 所属部会：関西電気機器部会第1分科会
業 種：電気機械製造
- (3) 資 本 金：101億5,696万円
従業員数：2,097人（単独2010年3月）
- (4) 営業品目

航空宇宙用電装品，大型搬送システム，駅務・車輛制御機器，エコ発電装置，クラッチ・ブレーキ，サーボアクチュエータ，レシプロモータ，半導体・液晶機器，自動車用試験装置，発電・産業電機，振動機，パーツフィーダ，社会システム，プリンタ，各種コントローラ

(5) 経営の基本方針

当社グループは、利益を伴った成長により財務体質の強化と株主への安定配当を同時に達成し、飛躍し続けるシンフォニアテクノロジーグループを実現することを基本方針としております。株主、顧客、取引先、従業員及び、社会全てのステークホルダーに満足いただくために、経済環境が変化しても安定収益を確保して成長し続けることで、更なる企業価値の向上に努めてまいります。さらに、エコ社会の実現に向け政府のCO₂削減目標に対応した“ものづくり”を掲げ、お客様にエコ効果を実感できる製品と、サービスの提供を推進することを経営方針の柱としています。

(6) 当社のCI



2009年4月1日、(旧)神鋼電機株式会社からシンフォニアテクノロジー株式会社へ社名変更しました。「シンフォニア」は、17世紀イタリアのオペラの序曲が語源で、英語ではシンフォニー。オーケストラのための4楽章からなる組曲、すなわち交響曲を意味する言葉です。この交響曲が世界各国で愛される所以は、長い歴史の中で培われてきたオーケストラの多彩な音や旋律の表現技術にあるといわれています。当社の強みは、やはり、多彩な製品と技術、そして多彩な人材です。この多彩さの象徴としてシンフォニアを引用し、テクノロジーと組み合わせました。

2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

知的財産室は全社の技術開発を統括する開発本部に属しています。

(2) 構成及び人員

知的財産室員は知財管理担当と知財担当に分かれ、合計10数名が当社の知的財産業務を担っています。

(3) 沿革

昭和24年 設計課内特許担当2名で業務を開始し、技術部特許課となりました。

昭和35年 特許部

昭和53年 技術開発本部 企画室

昭和56年 技術法務室

昭和62年 開発本部 法務室（特許Gr）

平成5年 開発本部 知的財産室

知財の専門部署となり、現在に至っています。



伊勢製作所（三重県伊勢市）

3. わが社の知的財産活動

(1) 発明発掘活動

多くの特許提案をする技術開発者もいれば、特許提案がない技術開発者もいます。しかし、研究開発者はもちろんのこと、設計に係わる全ての技術者は何らかの新たな改良や工夫を加えており、そこに発明が眠っているはずであるとの信念に基づき、部門目標に加えて技術開発者個々にも提案件数目標を設定し、特許提案の働きかけを行っています。特許提案できるはずの人が未提案となり発明が埋もれてしまっただけでは、開発成果を知財面から漏れなく保護することができないからです。技術開発者から設計開発内容を聞き、技術開発者が気づかない発明を弁理士や知的財産室員と一緒に掘り起こす発明発掘会を定期的実施して発明者の裾野を広げつつ知財スキル向上を図る活動をしています。その効果は特許提案件数の大幅な増加となって近年表れてきています。

(2) 特許出願活動

重要戦略商品に連動した発明の評価（ランク付け）を行いランクに応じた費用、マンパワーの投入をしています。出願件数を低下させることなく費用の有効活用をはかりながら、重要な出願の品質を確保しています。

(3) 知的財産教育活動

社外講師（弁理士等）による知財講演、講習会を定期的実施しています。また、調査会社

から講師を招き、特許情報の活用方法、特許調査の注意点、具体的な特許調査の仕方の指導を技術開発者へ行っています。

(4) 業務管理に関する改善活動

外注先の効率的活用と業務効率改善を目的として、先行技術文献調査、新規出願、拒絶理由対応などの作業項目について、案件毎の着手回数、所要時間を記録し、業務を可視化しています。着手回数等が無用に多い場合は、その原因を分析し、特許事務所等へ改善を申し入れると共に、知的財産室でも改善策を実施しています。

(5) 知財スキルアップ活動

知財室員のスキルアップの具体的な目標の一つに国家資格知的財産管理技能士取得を掲げています。新人を除く全員が既に資格を取得。更に上級を目指して勉強会を実施しています。知財業界全体の中での実務作業の位置付けを再認識し、知識の補完にも役立つものとなっています。また、社外セミナーで得た知識の相互交換も行い、お互いのスキルアップに努めています。

4. 今後の計画

(1) 戦略商品に関する特許強化

事業部門との連絡をさらに密にし、特許マップ等を活用して重要戦略商品に結びついた出願と権利化に注力します。

(2) 知財に関する人材教育強化

各層の意識改革と教育強化のため、特許事務所、調査会社など社外機関を活用しながら、知財に係わる技術開発者、特許スタッフ、知的財産室員、管理職層、経営層に向けた教育啓蒙を計画的に推進します。

(3) グローバル戦略強化

東南アジアにおける現地代理人との直接または間接のコネクションの確立と連携強化を推進し、海外特許の監視体制もさらに強化します。

(原稿受領日 2010年4月13日)